

15 低炭素社会実現に向けた新成長戦略の展開について

【新政権のマニフェスト】

■ 環境分野などの技術革新で世界をリードする

1次エネルギーの総供給量に占める再生可能エネルギーの割合を、2020年までに10%程度の水準まで引き上げる。

【具体策】

- ①新エネ・省エネ技術の活用による新産業の育成
- ②環境技術の研究開発・実用化の推進 など

《課題》

- 地域資源を活かした新産業の育成
- 新産業の育成を支える高度な環境知識と技術を有する人材の養成
- 研究開発成果の産業化

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「地域の環境資源を活かした新成長戦略を」

それぞれの地域が有する先端技術や環境資源を活かした新産業育成の取組を積極的に支援するとともに、多様な環境人材の養成や研究開発の推進、さらには研究成果の産業化に向けた取組を強力に推進されたい。

《具体的内容》

①「新エネ・省エネ技術の活用による新産業の育成について」

ア 本県における「LED」や「リチウムイオン電池」、「木質バイオマス」のように、それぞれの地域が有する先端技術や環境資源を活かした新産業育成の取組を、地方公共団体が柔軟かつ積極的に推進できるよう、自由度の高い支援制度を創設すること。

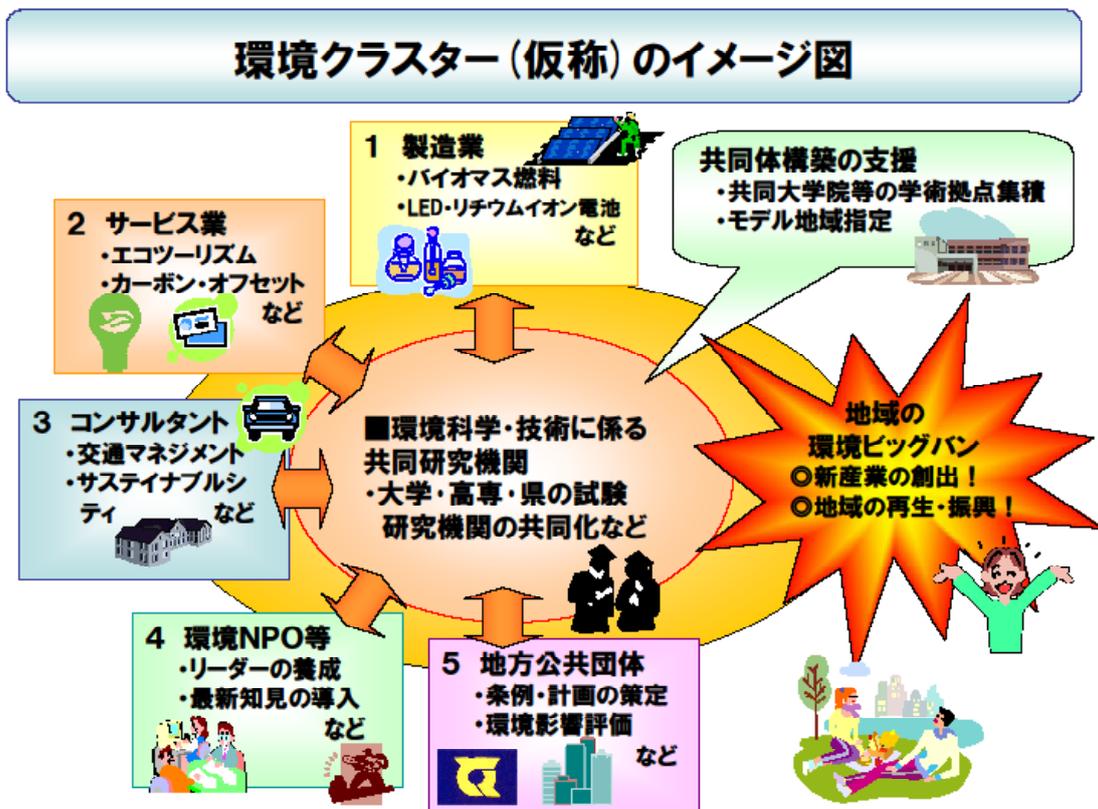
イ 再生可能エネルギーの割合を10%まで引き上げるため、また、過疎地域の再生を図る上でも、中山間地域や漁村部が持つ豊富な自然エネルギーを活用した「エネルギーの地産地消」の取組を強力に支援すること。

②「環境技術の研究開発・実用化の推進について」

高度な環境知識や技術を有する環境人材の養成や産・学・民・官共同による環境技術の研究開発機関を地方において整備するとともに、その成果を実用化するための拠点となる「環境クラスター（仮称）」を構築すること。

< 参考 >

- 「エネルギーの地産地消の取組」とは
 - ・ 地域のエネルギー需要を、太陽光や風力、水力、木質バイオマスなど地域で生み出した自然エネルギーで賄おうとする取組
 - ・ 例えば、“彩り”で有名な徳島県上勝町では、重油ボイラーに替えて、地域の間伐材を温泉施設の木質ボイラーの燃料として活用している。
- 「環境クラスター（仮称）」とは
 - ・ 核となる環境技術の研究機関の周りに、関連する企業群が集積し、独創的な技術シーズと企業の実用化ニーズが相互に刺激しつつ連鎖的に技術革新や新産業の創出が起こるシステム



【現行施策等】

- 1) 主な内容
 - ・ 「地域グリーンニューディール基金」
- 2) 主管省庁局 環境省 総合環境政策局・地球環境局
経済産業省 産業技術環境局

16 地域主権の確立について

【新政権のマニフェスト】

■霞ヶ関を解体・再編し、地域主権を確立する

- ・新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- ・国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。

《課題》

- 「国と地方の協議の場」の法制化にあたり、地方の意見がどのように反映されていくのか。
- 21年度補正予算のうち、既に着手している事業の扱い等、地方に共通する課題は、国と地方の早急な協議の開始が必要。
- 権限移譲に伴う財源の確保が確実に担保されるのか。

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言要望】

「地域主権の確立を」

「地域のことは、地域が決める」ことができる「地域主権」の確立により、「地域の実情」を反映した、「住民目線」に立った行政運営ができることから、地域主権社会を早期に実現すること。

《具体的内容》

①「国と地方の協議の場の法制化について」

- ア 「国と地方の協議の場」を早急に法制化し、さらには地方に同意権、拒否権、提案権などの「具体的な権限」を付与するなど、地方の意見を制度に反映していくための「実効力ある制度」を構築すること。
- イ 「国と地方の協議の場」をオープン化するなど、政策決定過程のさらなる透明化を行い、地方分権に対する国民の関心や理解を深める取組みを進めること。
- ウ 地方六団体が要請した「法制化に先立つ協議」では、「補正予算の執行」等、特に緊急を要する課題について協議し、工程表を明らかにするなど、地方において計画的な事業執行ができるよう配慮すること。

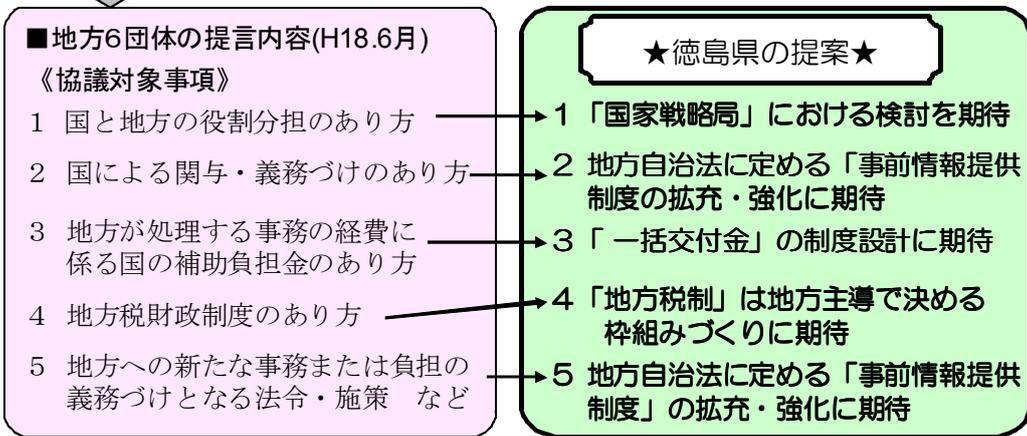
②「地方分権の推進について」

- ア 「地域のことは地域が決める」地域主権社会を実現するため、地方の声をしっかり聞きながら、さらなる権限移譲を推進すること。
- イ また、権限と財源は密接不可分であることから、権限と財源をワンセットで移譲すること。

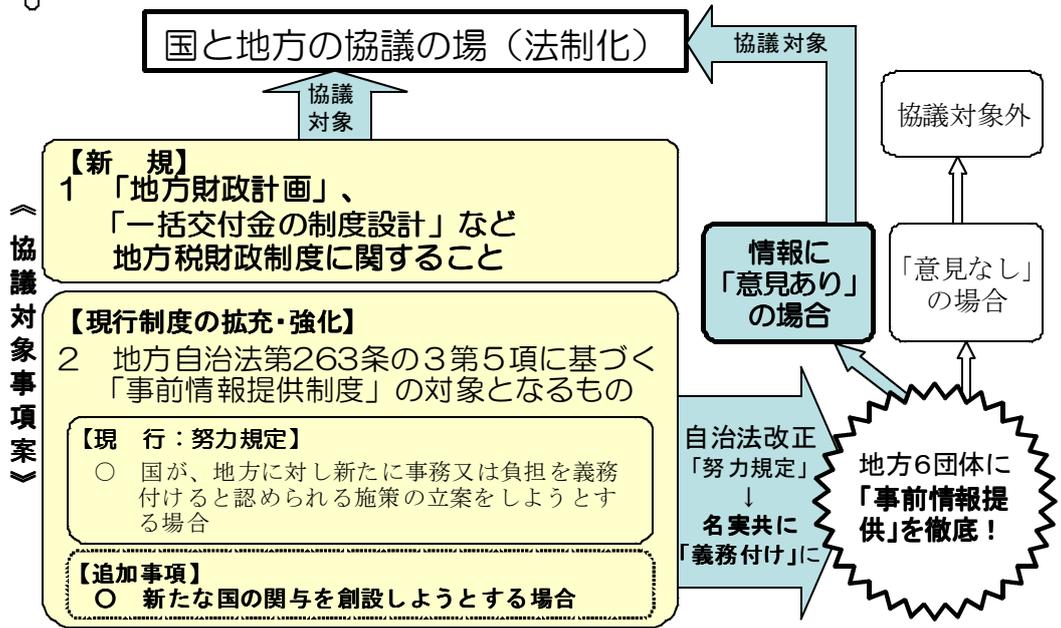
「国と地方の協議の場」における協議対象のイメージ

平成18年6月、地方6団体による提言「地方分権の推進に関する意見書」で「国と地方の協議の場」の法定化として、「地方行財政会議」の設置を提言

(仮)地方行財政会議の事務及び権限
次の事項のうち、重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。



徳島県が提案する「国と地方の協議の場」の協議システム



(参考) 地方自治法第263条の3第5項 「事前情報提供制度」

第二百六十三条の三(抜粋)

- 2 前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。
- 3 内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。
- 5 各大臣は、その担任する事務に関し**地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合**には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

17 地方の自主財源の充実について

【新政権のマニフェスト】

- 「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします
- 霞ヶ関を解体・再編し、地域主権を確立する
国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括 交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する
ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実現する。

【民主党政案集 INDEX2009】

- ◆ 新たな地方財政調整・財源保障制度の創設
自治体間の財政格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創出する。
- ◆ ひもつき補助金の廃止と一括交付金化
現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分する。
- ◆ 消費税改革の推進
現行の税率5%を維持し、税込全額相当分を年金財源に充当する。
- ◆ 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税
暫定税率は地方分を含めてすべて廃止する。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにする。

《課題》

- 消費税の年金財源化、中小企業向け法人税率の引下げ（18%→11%）による交付税原資の不足及び地方税の減
- 一括交付金の対象・必要額と財源の確保策、配分方法等が不明
- 義務教育、社会保障等の必要額が十分確保されていない（参考2参照）
- 自動車関連諸税の暫定税率の廃止（△2.5兆円）に伴う地方税及び地方譲与税の減（△0.8兆円）による地方の自主財源が不足
- これまで道路整備や社会保障などに充てられていた財源がなくなり、一括交付金の財源が不足するおそれ

「マニフェスト」の実現に向けて

【徳島発の提言・要望】

「地方自主財源の充実を」

「地域主権」の確立に向け、自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるために、財源保障と財政調整の機能を一層強化するとともに地方の自主財源を大幅に充実すること。

《具体的内容》

①「財源保障機能の強化について」

地方税、地方交付税、地方譲与税の「地方の自主財源」を大幅に拡充し、財源保障機能を強化すること。

②「財政調整機能の強化について」

財政力の弱い自治体に対して、「地方の自主財源」の重点配分を行うこと。

③「一括交付金について」

一括交付金の交付基準については、地域格差是正の観点を十分に反映し、財政力の弱い自治体や社会基盤整備の遅れている自治体には、現状より手厚く配分すること。

また、「地域主権」を確立し、「地方の自主財源を充実」させるならば、「国から頂戴する」交付金は暫定措置と位置付け、同額を税源移譲すべきであること。

④「自治体の超過負担について」

義務教育、社会保障等の必要額の確保に当たっては、地方に負担転嫁しないこと。

(参考)

1 地方交付税制度について

(1) 地方交付税とは

- ・ 国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%）が地方交付税となっている。
- ・ 国により用途を制限されない「地方の固有財源」である。
- ・ 財源保障機能と財政調整機能を備えている。

(2) 財源保障機能

歳入	地方交付税 歳入歳出ギャップの補てん = 財源保障機能	地方税	国庫補助金	地方債
	歳出	給与関係経費	一般行政経費	投資的経費

財源保障機能とは、各自治体が合理的な行政水準を維持するために必要な財源の不足分が地方交付税により措置されること。地方交付税の総額は、国税5税の一定割合とすることで確保されているが、なお、不足しているのが現状。

(3) 財政調整機能

地方交付税	財政調整機能	地方交付税	基準財政需要
基準財政収入		基準財政収入	

A 団体

B 団体

財政調整機能とは、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するため、国税として国が代わって徴収した税を一定の合理的な基準によって各自治体に再配分すること。

2 現状と課題

三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減以降、各自治体は、厳しい財政運営を強いられており、自治体間の格差も拡大している。義務教育、社会保障費等についても自治体が超過負担している状況。

(地方自治体の超過負担の例)

～決算額と地方交付税措置額（基準財政需要額）の比較～

【教職員給与費】

(単位:百万円)

区分	H20決算額①	H20基準財政需要額②	差引③(②-①)	不足割合(③/①)
小学校費(給与)	19,990	18,775	△ 1,215	△ 6.1%
中学校費(給与)	11,540	10,683	△ 857	△ 7.4%
計	31,530	29,458	△ 2,072	△ 6.6%

※決算額は一般財源ベース、退職手当は除いている。

【特定疾患治療研究事業費】

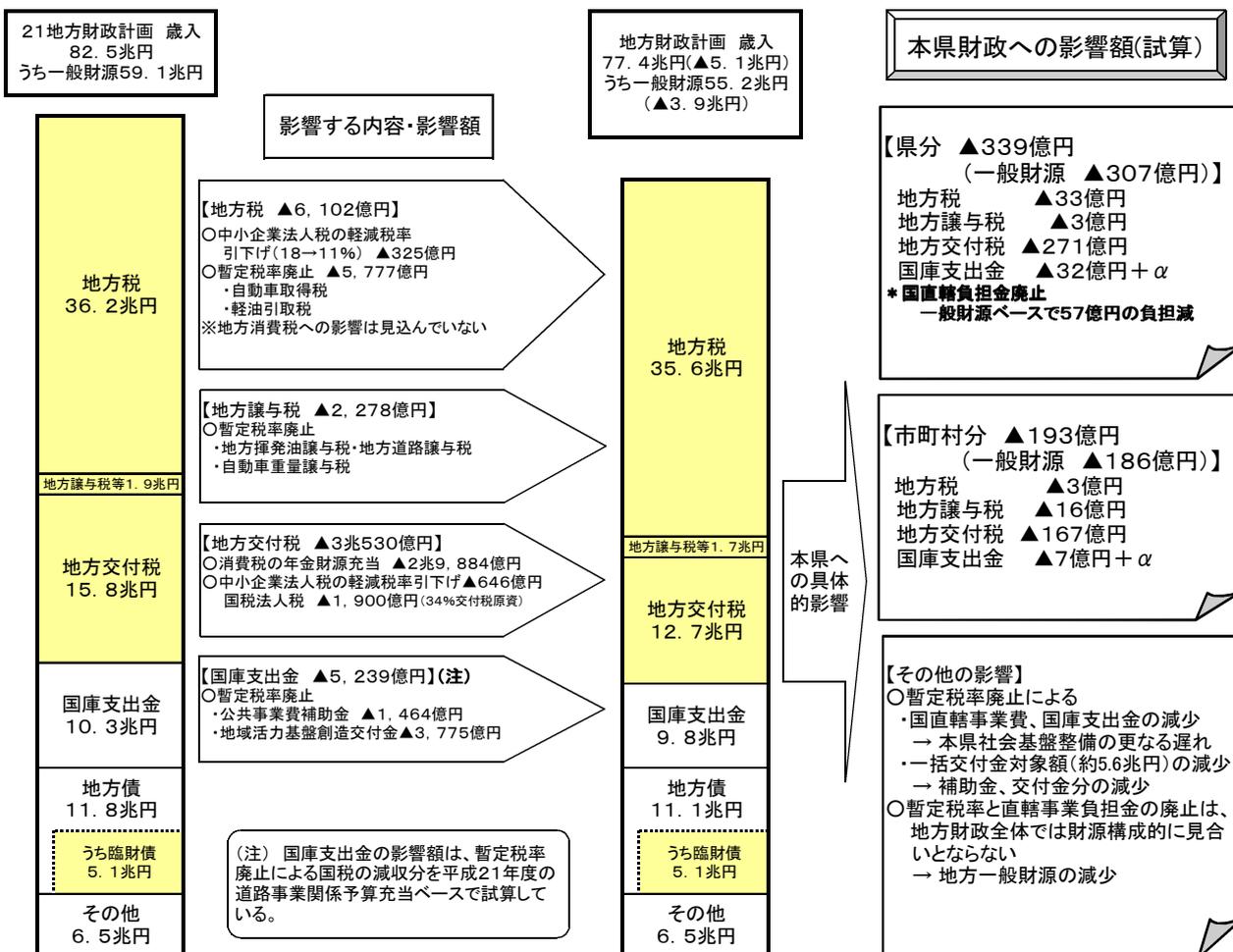
(単位:百万円)

区分	H20決算額①	H20基準財政需要額②	差引③(②-①)	不足割合(③/①)
特定疾患治療研究事業費	583	258	△ 325	△ 55.7%

※決算額は一般財源ベース

3 民主党マニフェストの地方財政への影響

民主党マニフェスト 地方財政への影響 (平成21年度地財ベース)



※21年度地方向け補助金等の総額 19.5兆円

※後進地域の開発に関する公共事業については、国の負担割合の引上措置(補助率の割増し等)がある。(本県の引上率 21年度1.16)